

品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月10日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区条例第42号

品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例

品川区立幼稚園条例（昭和41年品川区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「450円」を「490円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第4項の規定は、令和8年10月以後の月分の預かり保育利用料について適用し、同年9月以前の月分の預かり保育利用料については、なお従前の例による。